

○石垣市文化財保護条例

昭和 47 年 6 月 1 日

条例第 78 号

改正 平成 4 年 3 月 31 日条例第 16 号

平成 23 年 12 月 27 日条例第 21 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)並びに沖縄県文化財保護条例(昭和 47 年沖縄県条例第 25 号。以下「県条例」という。)に基づく指定をうけた文化財以外の文化財で、本市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存並びに活用をはかるため必要な措置を講じ、もつて市民の文化向上に資するとともに地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平 4 条例 16・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例で文化財とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 市にとって価値のある史跡、名勝及び天然記念物

(平 4 条例 16・一部改正)

(財産権の尊重と他の公益との調整)

第 3 条 石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行にあつては関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 石垣市指定文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを石垣市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をする場合、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定をする場合、教育委員会は、あらかじめ石垣市文化財審議会の意見を聞くものとする。

- 4 第1項の規定による指定は、その旨を公示するとともに当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示があつた日からその効力を生ずる。但し、指定された文化財の所有者等に対しては、前項の指定書が到達した日から効力を生ずる。

(平4条例16・一部改正)

(指定の解除)

第5条 教育委員会は、指定文化財が指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別の理由により指定の必要がなくなつた場合は、直ちに指定を解除しなければならない。

- 2 指定文化財について、法又は県条例による文化財の指定があつた場合には、当該指定文化財の指定は解除されたものとする。
- 3 前項の規定による指定の解除は、公示するとともに当該指定文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた所有者等は、すみやかに指定文化財の指定書を返納しなければならない。

(平4条例16・一部改正)

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

- 2 指定文化財の所有者等は、特別の理由があるときは、もつぱら自己に代り当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

(平4条例16・一部改正)

(届出事項)

第7条 指定文化財の所有者等は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 管理責任者を選任し、又は解任したとき。
- (2) 指定文化財の所有者等が変更したとき。
- (3) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、もしくはき損し、又はこれを亡失し、もしくは盗み取られたとき。
- (4) 指定文化財を修理しようとするとき。
- (5) 指定文化財の所在を変更しようとするとき。

(平4条例16・平23条例21・一部改正)

(現状変更等の制限)

第 8 条 指定文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(平 23 条例 21・追加)

(管理又は修理の補助)

第 9 条 指定文化財の管理又は修理に多額の経費を要し、所有者等がその負担にたえない場合、その他特別の事情がある場合にはその経費の一部に充てさせるため、市は当該指定文化財の所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 8 条線下)

(補助金の返還)

第 10 条 前条の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号の一に該当するに至つたとき、市は当該補助金の全部又は一部の交付を取消し、又はすでに交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外に補助金を使用したとき。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 9 条線下)

(指示又は勧告)

第 11 条 次の各号の一に該当する場合、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対して管理方法の改善、保存施設の設置、その他管理に関し必要な措置を指示し、又は勧告することができる。

(1) 当該指定文化財の管理が適当でないため滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあるとき。

(2) 指定文化財がき損して、その保存のため必要があると認められるとき。

- 2 前項の指示又は勧告に基づいてする措置又は修理に要する費用について、市は予算の範囲内でその全部又は一部を負担することができる。
- 3 前項の規定に基づく市の負担については、前条の規定を準用する。この場合において「前条」とあるのは「第 11 条第 2 項」と、「補助金」とあるのは「負担金」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 10 条線下・一部改正)

(公開)

第 12 条 教育委員会は、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対して、当該指定文化財の公開を要請することができる。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 11 条線下)

(有償譲渡の場合の納付金)

第 13 条 第 9 条又は第 11 条第 2 項の規定に基づき市が補助金を交付し、又は費用を負担した指定文化財を有償で譲り渡した場合、所有者等は当該指定文化財の修理等に要した金額から自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、教育委員会は納付すべき金額の全部又は一部を免除することができる。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 12 条線下・一部改正)

(調査)

第 14 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状、管理又は修理の状況について報告を求めることができる。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 13 条線下)

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第 15 条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者等の権利義務を承継するものとする。

(平 23 条例 21・旧第 14 条線下)

第 3 章 罰則

(罰則)

第 16 条 石垣市指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 15 条線下)

第 17 条 石垣市指定の史跡、名勝、天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(平 4 条例 16・一部改正、平 23 条例 21・旧第 16 条線下)

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

(平23条例21・旧第17条線下)

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 石垣市文化財保護条例(1971年石垣市条例第5号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定による指定を受けたものは、この条例の規定による指定とみなす。

附則(平成4年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成23年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。